

公共工事等の前金払の限度額撤廃等について

本市が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の品質及び適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前金払及び中間前金払について支払限度額（上限）を撤廃し、中間前金払の認定方法を見直すこととしました。

記

I 支払限度額(上限)撤廃

1. 前金払

- (1) 対象：契約金額が300万円以上の工事（工事に係る設計及び調査等を含む。）
- (2) 支給割合：工事については契約金額の4割以内
工事に係る設計等については契約金額の3割以内
- (3) 変更点：前金払の支払限度額について、原則、3億円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

2. 中間前金払

- (1) 対象：契約金額が300万円以上かつ工期が61日以上工事
（工事に係る設計及び調査等を除く。）
- (2) 支給割合：契約金額の2割以内
- (3) 変更点：中間前金払の支払限度額について、原則、1億5千万円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

3. 実施時期

平成29年4月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用します。

II 中間前金払における認定方法の変更

1. 見直し内容

- (1) 工事の進捗が金額面でも契約金額の2分の1（債務負担行為にあたっては、年割額の2分の1）以上であることとするが、明らかに2分の1を下回る場合を除き確認できたものとみなします。（提出書類の大幅な簡素化）
- (2) 前記2分の1の進捗に疑義がある場合は、根拠となる数値などの資料を求めるものとします。

2. 実施時期

平成29年4月1日以降に、中間前金払を申請する工事から適用します。